

固定資産税

本試験問題

【第二問】問1

問1 次の土地X及び家屋Yを所有するTに対して、Z市が課する令和元年度分及び令和2年度分の固定資産税について、土地X及び家屋Yに係る税額をそれぞれ計算過程を明らかにした上で算出しなさい。なお、税率は標準税率とし、免税点は地方税法第351条本文の免税点によるものとする。

【資料1】土地X（地租3,000㎡）

- 土地Xは、平成30年度の賦課期日までの地目は山林であったが、平成30年7月に宅地に造成された。その後、令和元年度の賦課期日現在更地となっていたが、平成31年3月に【資料2】の家屋Yが建築され、家屋Yの敷地となっている。
- 土地課税台帳に登録された土地Xの価格等の状況は次のとおりである。
 - 令和元年度分の価格 90,100,000円
 - 令和2年度分の価格 72,300,000円
- Z市において固定資産税を課された土地のうち小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等のそれぞれの価格及び課税標準額（地方税法第349条の3の2の住宅用地の特例を適用した後のもので、他の課税標準の特例の適用がある場合には当該規定に定める率で割り戻したものとする。）の総額は、年度ごとに次のとおりである。

	小規模住宅用地	一般住宅用地	非住宅用地
平成29年度	3.250	2.120	9.550
平成30年度	3.110	1.950	9.000
令和元年度	3.000	1.720	8.700
令和2年度	2.930	1.250	8.520

	小規模住宅用地	一般住宅用地	非住宅用地
平成29年度	420	650	5,450
平成30年度	405	540	5,200
令和元年度	375	430	5,100
令和2年度	370	330	4,970

【資料2】家屋Y

- 主要構造部を耐火構造とした5階建の家屋であり、独立した10の区画から構成されており、所有者はTである（区分所有に係る家屋ではない。）
- 建築時期は、平成31年3月であり、同年末までには下図のとおり入居は完了している。
- 区画A、区画C、区画D、区画Jは、店舗の用に供されている。
- 区画B、区画E、区画F、区画G、区画H、区画Iは、居住の用に供されている。
- 区画Gのうち、100㎡は別荘の用に供されている。
- 家屋課税台帳に登録された令和2年度分の価格は、510,000,000円である。

H居住用 60㎡	I居住用 60㎡	J店舗用 40㎡	共用部分 200㎡
G居住用 220㎡			
D店舗用 60㎡	E居住用 60㎡	F居住用 100㎡	
B居住用 300㎡		C店舗用 100㎡	
A店舗用 400㎡			

TAC予想問題

●直前対策講義 第1回 補助問題 2

- X市に所在する次に掲げる土地等を所有する乙に対してZ市が課する令和2年度分の固定資産税額を計算過程を明らかにした上で算出しなさい。（乙は次に掲げる土地等以外の固定資産をX市内に所有していない。）
なお、税率は標準税率によるものとし、免税点は地方税法第351条の免税点によるものとする。

【土地】

- 地積は3,000㎡である。
- 平成30年度及び令和元年度の賦課期日においては住宅aの敷地の用に供されており、全域に地方税法第349条の3の2第2項の小規模住宅用地の特例が適用されていた。
- 乙は令和元年7月に住宅aを取り壊し、令和元年12月に下記の家屋Mを新築し、令和元年中に所要の登記を終えている。
- 土地課税台帳に登録された土地Lの価格の状況は次のとおりである。
平成30年度 価格 248,000,000円 課税標準額 34,850,000円
令和元年度 価格 246,000,000円
令和2年度 価格 243,000,000円

- X市において固定資産税を課された土地のうち小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等のそれぞれの価格及び課税標準額（地方税法第349条の3の2の住宅用地の特例を適用した後のもので、他の課税標準の特例の適用がある場合には当該規定に定める率で割り戻したものとする。）の総額は次のとおりである。

	小規模住宅用地	一般住宅用地	非住宅用地
平成30年度	6,500	520	10,000
令和元年度	6,000	500	8,200
令和2年度	5,900	500	9,400

	小規模住宅用地	一般住宅用地	非住宅用地
平成30年度	788	152	5,600
令和元年度	804	150	5,500
令和2年度	810	148	5,700

【家屋】

- 家屋Mは令和元年12月に新築された主要構造部を耐火構造とした5階建てであり、下図のとおり独立した7区画及び共用部分から構成されている。
- 区画E以外の全区画が貸家の用に供されており、各区画の用途は下図のとおりである。
- 家屋Mは区分所有に係る家屋ではない。
- 家屋課税台帳に登録された家屋Mの令和2年度分の価格は288,000,000円である。
- 独立した区画には天井の高さ、附帯設備の程度等に差はない。
- 区画Dは居住用と事務所の併用である。
- 区画Fは居住用と店舗の併用である。
- 共用部分（240㎡）は各区画の所有者全員の共用に供されている。

A(居住用) 100㎡	B(居住用) 40㎡	C(別荘) 160㎡	共用部分 240㎡
D(居住用) 200㎡		D(事務所) 100㎡	
E(店舗) 100㎡	F(居住用) 80㎡	F(店舗) 120㎡	
G(居住用) 300㎡			

ズバンの中!

【第二問】

問2 内国法人であるX株式会社が所有する次の船舶（日本国籍）に係る令和元年度分及び令和2年度分の固定資産税について、A市、B市及びC市それぞれに納付すべき固定資産税額を、計算過程を明らかにした上で算出せよ（X株式会社は【資料1】に掲げる償却資産以外の固定資産を各市内に所有していない）。

なお、税率は標準税率とし、課税標準の特例については【資料2】によることとする。また、免税点は地方税法第351条本文の免税点によるものとする。

【資料1】

(1) X株式会社は、船舶甲、船舶乙及び船舶丙を所有している。なお、船舶甲、船舶乙及び船舶丙はいずれも地方税法第389条第1項第1号に規定するその価格等を総務大臣が決定し、関係市町村に配分する船舶として指定を受けている。

(2) 船舶甲の状況

- ② 取得年月日 平成29年12月20日
- ③ 取得価額 559,000,000円
- ④ 総トン数 2,900トン
- ⑤ 耐用年数 15年（法定耐用年数15年に基づく減価率：0.142）
- ⑥ A市、B市及びC市にわたって使用されているもの
- ⑦ 平成30年中の入港実績
 - a港（A市にのみ所在） 3回
 - b港（B市にのみ所在） 8回
 - c港（C市にのみ所在） 5回
 - ⑧ a港以外は、特別とん譲与税法第1条第1項の開港
- ⑧ 令和元年中の入港実績
 - a港（A市にのみ所在） 3回
 - b港（B市にのみ所在） 10回
 - c港（C市にのみ所在） 4回
 - ⑨ a港以外は、特別とん譲与税法第1条第1項の開港

※「令和元年」は平成31年1月1日～平成31年4月30日を含む

(3) 船舶乙の状況

- ② 取得年月日 平成29年4月1日
- ③ 取得価額 400,000,000円
- ④ 総トン数 4,000トン
- ⑤ 耐用年数 15年（法定耐用年数15年に基づく減価率：0.142）
- ⑥ A市、B市及びC市にわたって使用されているもの
- ⑦ 平成30年中の入港実績
 - a港（A市にのみ所在） 8回
 - b港（B市にのみ所在） 2回
 - c港（C市にのみ所在） 10回
 - ⑧ a港以外は、特別とん譲与税法第1条第1項の開港
- ⑧ 令和元年中の入港実績
 - a港（A市にのみ所在） 4回
 - b港（B市にのみ所在） 2回
 - c港（C市にのみ所在） 4回
 - ⑨ a港以外は、特別とん譲与税法第1条第1項の開港

※「令和元年」は平成31年1月1日～平成31年4月30日を含む

(4) 船舶丙の状況

- ② 取得年月日 令和元年10月1日
- ③ 取得価額 902,500,000円
- ④ 総トン数 2,500トン
- ⑤ 耐用年数 13年（法定耐用年数13年に基づく減価率：0.162）
- ⑥ A市、B市及びC市にわたって使用されているもの
- ⑦ 令和元年中の入港実績
 - a港（A市にのみ所在） 3回
 - b港（B市にのみ所在） 2回
 - c港（C市にのみ所在） 4回
 - ⑧ a港以外は、特別とん譲与税法第1条第1項の開港

※「令和元年」は平成31年1月1日～平成31年4月30日を含む

●直前対策講義 第3回 補助問題 2

2 内国法人であるa社が所有する次の船舶（日本国籍）に係る令和2年度分の固定資産税について、B市に納付すべき固定資産税額を計算過程を明らかにした上で算出せよ。ただし、税率は標準税率によるものとする。

船舶の状況

1. a社は、船舶S、船舶T及び船舶Uを所有している。なお、船舶S、船舶T及び船舶Uはいずれも地方税法第389条第1項第1号の規定するその価格等を総務大臣が決定し、関係市町村に配分する船舶として指定を受けている。

2. 船舶S

- ① 船舶の種類 外航船舶（地方税法第349条の3第5項の課税標準の特例措置の適用を受けるもの）
- ② 取得年月日 令和元年9月1日
- ③ 取得価額 572,000,000円
- ④ 総トン数 2,800トン
- ⑤ 耐用年数 13年（減価率：0.162）
- ⑥ A市、B市及びC市にわたって使用されているもの
- ⑦ 令和元年中の入港実績
 - a港（A市にのみ所在） 3回
 - b港（B市にのみ所在） 6回
 - c港（C市にのみ所在） 10回
 - ⑧ a港以外は、特別とん譲与税法第1条第1項の開港

3. 船舶T

- ① 船舶の種類 外航船舶であり、国際船舶（地方税法第349条の3第5項及び地方税法附則第15条第12項の課税標準の特例措置の適用を受けるもの）
- ② 取得年月日 平成30年5月1日
- ③ 取得価額 52,800,000円
- ④ 総トン数 2,000トン
- ⑤ 耐用年数 15年（減価率：0.142）
- ⑥ A市、B市及びC市にわたって使用されているもの
- ⑦ 令和元年中の入港実績
 - a港（A市にのみ所在） 4回
 - b港（B市にのみ所在） 10回
 - c港（C市にのみ所在） 1回
 - ⑧ a港以外は、特別とん譲与税法第1条第1項の開港

4. 船舶U

- ① 船舶の種類 離島船舶（地方税法第349条の3第7項の課税標準の特例措置の適用を受けるもの）
- ② 取得年月日 平成28年4月1日
- ③ 取得価額 1,800,000,000円
- ④ 総トン数 1,000トン
- ⑤ 耐用年数 13年（減価率：0.162）
- ⑥ A市、B市及びC市にわたって使用されているもの
- ⑦ 令和元年中の入港実績
 - a港（A市にのみ所在） 16回
 - b港（B市にのみ所在） 14回
 - c港（C市にのみ所在） 7回
 - ⑧ a港以外は、特別とん譲与税法第1条第1項の開港

ズバンの中!